

住宅用火災警報器 (略して：住警器) 寝る部屋に付いていないとダメなんだって

「住宅用火災警報器」って何？

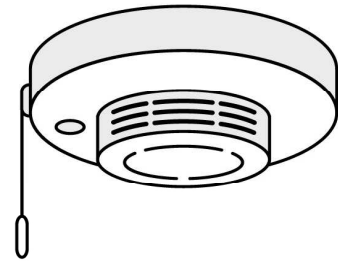
火災が発生したときは、目で煙や炎をみたり、鼻で焦げ臭いにおいを嗅いだり、耳でぱちぱちという音を聞いたり…と五感によって気づくことがほとんどだと思います。しかし、それだけでは、就寝中や仕切られた部屋などで物事に集中している時などには、火災に気づくのが遅れてしまいます。

そこで、家庭内での火災の発生をいち早くキャッチし、知らせてくれるのが「住宅用火災警報器」略して「住警器」です。

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙を感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。

消防法令では、日本の住宅環境を踏まえて適切に機能が発揮されるよう、住宅用火災警報器の技術上の規格が定められていますので、火災の発生を感知して警報を発するための基本的な性能(煙の感知性能や警報音の大きさなど)はどの製品もほぼ同じと考えていただいて結構です。

最近では「連動型」といって、一つの感知器が作動すると、他の部屋に付いている感知器に無線で知らせてくれるものも販売されています！



**ちょっと待って！！
付ければ安心ですが・・・日頃の点検もお忘れなく！！**

住宅用火災警報器は電池で動いています。電池には寿命があり、電池が切れている状態では正常に作動しません。このような状態で万が一、火災が発生しても何の役にも立ちません！

有事に備えしっかりと点検をしてください。点検方法はいたって簡単です。試験用の「ボタン」があれば押してください。試験用の「ひも」が付いていれば引っ張ってください。正常な状態であれば必ず音が出ます。

機械ものですので10年たったら電池ではなく「本体」を交換してください。

電池が寿命を迎えると、本体から「ピー、ピー」と音が鳴る機種もあります。



**住宅用火災警報器は
大切な命や貴重な
財産を火災から守る
手助けをしてくれます**



住宅用火災警報器の設置は義務です
必ず設置しましょう！

毎月10日は「ぐんま住警器」の日です!

利根沼田地域における「住宅用火災警報器」の設置率をご存知でしょうか?

平成18年6月1日から全ての一般住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務化されました。

利根沼田広域消防本部では、毎年4月中旬から5月の中旬にかけて、個別訪問による聞き取りを行い、住宅用火災警報器に係る設置率の調査を実施しています。

令和4年6月1日時点の利根沼田地域における「住警器設置率」

全国の設置率84.0%に対し、群馬県の設置率は78.0%で利根沼田地域の設置率はなんと71.0%です。一見高水準のようにも見受けられますが・・・順位付けすると、群馬県は全国47都道府県中41位、利根沼田地域は群馬県内(11消防本部)で7位です。

付けて良かった住警器

私が、外出している時に携帯電話が鳴った。隣人からだった。家が火事だからすぐに戻ってきてと。慌てて家に帰ると、消防車やパトカーが我が家を囲んでいた。しかし、家から火が出ている気配もない。何かの間違いでと思った私でしたが、警察官から話を聞いて驚いた。どうやら我が家の台所から煙が出ていて、住警器が作動し、それに気づいた隣人が消防署へ通報してくれたとのことであった。幸いにも小規模な火事で済みました。

住警器が作動していなかったら家も全焼し付近の方々にも迷惑を掛けていたかと思うとゾッとしました。娘に言われ付けた「住警器」のおかげでことなきを得ました。

住警器関連の情報が入手できます。こちらもご利用ください。



総務省消防庁
住警器関連

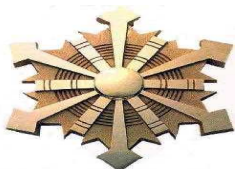


一般社団法人
日本火災報知機工業会

頭のマークは
「住警器」ではなく
「六文銭」じゃ!



不明な点は消防本部予防課へ問い合わせしてください。



発行

利根沼田広域消防本部予防課

沼田市高橋場町2049番地1

電話 0278-22-3137

メール f_yobou@mail.oze.or.jp

利根沼田広域中央消防署	沼田市高橋場町2049番地1	電話0278-24-1734
東消防署	沼田市利根町平川1269番地	電話0278-56-2300
西消防署	みなかみ町羽場59番地4	電話0278-64-0002
北消防署	みなかみ町湯原1681番地1	電話0278-72-4349